



条約局長  
参事官  
法規課長

法務省訟二第一四二六号

昭和四十四年十二月八日

法務大臣官房訟務部

第二課長 朝山

外務省条約局法規課長 殿

争訟事件の資料調査について（照会）

別添表示の事件について、控訴人から釈明を求められているので、別添記載の事項に関し、昭和四十五年一月一〇日までに回報いたさなく依頼します。

崇



別添

調査事項

一、事件の表示

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 当事者  | 控訴人 米倉清三郎外九名、<br>被控訴人 国 |
| 事件番号 | 大阪高等裁判所 昭和四三年(ホ)第二〇五四号  |
| 事件名  | 外地財産補償請求控訴事件            |

二、求釈明事項

1 吉田首相がマツカーサーに対し<sup>在外</sup>外資産の補償を考慮された旨申入れたのに対し、マツカーサーからその問題は時期尚早との回答がなされたことであるか、その交渉の時期並びに交渉内容の詳綴

2 サンフランシスコ平和条約の初期の草案には「イタリアとの平和条約又はドイツとの賠償協定（ヘルサイユ条約）等に定めら

れた個人の財産没収に対する国の補償に關する規定（イタリヤ  
平和条約七四条、七九条、ドイツ賠償協定二九七条リ項一）を  
旨を等しくする規定があつたのに、最終的にはそれが削除され  
たと伝えられているが、~~本~~外財産没収に關係ある部分について  
(1) 最初提示された草案から最終案成立までの条約案の内容及  
並びにその修正の經過

(2) その各修正の理由

三、求める資料および意見

1 相手方が求め明で求めている前記資料および本語を進行さす  
にあたつて参考となるその他の資料

2 石資料は裁判所へ証拠等として提出可能か。

四、次回期日

昭和四五年二月二日